

長野県告示第204号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

平成27年4月16日

長野県知事 阿部守一

名称	区 域
筑北村栃平水資源保全地域	東筑摩郡筑北村東条トチ平入2270番7

（関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県松本地方事務所及び東筑摩郡筑北村役場に備え置いて縦覧に供します。）

水大気環境課

長野県告示第205号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年4月16日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
長野市大字上ヶ屋字隠畑125の1、125の2、126の1、126のロ、127、128、129のイ、129のロ、130、133、134の1から134の3まで、134の5、134のイの2、134のイの4、134のイの5、134のハ、135、136の1、136のイ、137、字黒岩138のイ
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第206号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年4月16日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草2324の1
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第207号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年4月16日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草1679の7、1679の8、1867の2、1897の1、1903の1、1903の2、1904の13、1911の2、1915の1、1916の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第208号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年4月16日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村浪合988の167、988の170から988の172まで、988の174、988の177、988の180、988の182、9の183、988の185、988の249

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第209号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成27年4月16日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上田市東内字上日向2292の1、2293の1、2293の2、2294の1、2295の1、2296の1、2297の1、2298の1、2299の1、2300の1、2301、2303の1、2304の1、2305の1、2306の1、2307の1、2307の2、2307のイの1、2309の1

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第210号

林業再生総合対策事業補助金交付要綱(平成21年長野県告示第450号)の一部を次のように改正し、平成27年度の補助金から適用します。

平成27年4月16日

長野県知事 阿部守一

第3第1項第1号のイ中「から3まで」を「及び2」に改め、同項第3号中「別表の3」を「別表の2」に改め、同項第4号中「別表の2」を「別表の1」に改める。

別表の1 林業再生協議会活動推進事業の項を削り、同表の2

林業再生境界明確化事業の項中

2 林業再生境界
明確化事業

を

1 林業再生境界
明確化事業

に、「地域協議会又は部会」を「森林整備

加速化・林業再生事業実施要綱(平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知。以下「加速化・再生要綱(基金事業)」という。)第4若しくは森林整備加速化・林業再生交付金実施要綱(平成27年2月3日付け26林整計第733号農林水産事務次官依命通知。以下「加速化・再生要綱(交付金事業)」という。)別記1の第2の規定による地域協議会(以下「地域協議会」という。)又は加速化・再生要綱(基金事業)第4の2若しくは加速化・再生要綱(交付金事業)別記1の第2の4の規定により設置された部会(以下「部会」という。))に、「間伐等の実施」を「路網整備」に、

同表の3 林業再生基盤整備事業の項中

3 林業再生基盤
整備事業

を

2 林業再生基盤
整備事業

に改める。

信州の木活用課

長野県告示第211号

長野県松本建設事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成27年4月16日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

平成27年4月13日から平成27年6月30日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第212号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年4月16日

長野県知事 阿部守一

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成27年4月1日

- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

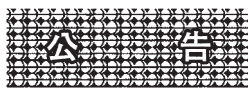
(1) 氏名 岩 渕 道 男

(2) 住所 長野県松本市中川7730番地

- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成27年4月16日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 落札に係る物品等及び数量
電子複写機55台（附属機器及び消耗品を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県総務部財産活用課
(2) 所在地 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日
平成27年3月31日
- 4 落札者の名称及び住所
(1) 名 称 富士ゼロックス長野株式会社
(2) 所在地 長野市鶴賀七瀬中町161番地1
- 5 落札金額
(1) 白黒複写料単価 0.55円
(2) カラー複写料単価 4.89円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成27年2月19日

財産活用課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成27年4月16日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
長野県税務電算システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県総務部税務課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年3月20日

- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名 称 富士通株式会社長野支社

(2) 所在地 長野市鶴賀緑町1415

- 5 随意契約に係る契約金額

41,316,480円

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

税 務 課

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、権堂B-1地区市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可しました。

平成27年4月16日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 組合の名称
権堂B-1地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成24年6月14日から平成27年6月30日まで
- 3 施行地区
(1) 長野市大字鶴賀字腰巻2199番13、2199番22、2199番23、2199番25、2199番26、2201番10、2201番11、2201番15、2208番1、2208番2、2208番3、2209番1、2209番イの2、2209番イの3、2210番4、2219番5、2219番6、2219番9、2219番14、2219番6地先、2199番13地先、2199番25地先、2201番10地先、2201番15地先及び2208番3地先の全部並びに2210番5、2210番イの2、2210番イの3、2219番2及び2219番14地先の各一部
(2) 長野市大字鶴賀字高築地1481番4、1483番2、1483番5、1483番6、1483番12、1483番13、1483番14、1483番15及び1483番16の全部並びに1481番5、1483番3、1491番10、1481番5地先及び1491番10地先の各一部
(3) 長野市大字鶴賀字中色黒1506番10、1508番2及び1508番3の全部並びに1505番3及び1506番4の各一部
- 4 設立認可の年月日
平成24年6月6日
- 5 変更の内容
事務所の所在地の変更
(変更前) 長野市西鶴賀町1484番地6
(変更後) 長野市鶴賀田町1514番地6
- 6 変更認可の年月日
平成27年4月9日

都市・まちづくり課